

## 福島銀行 FB サービス利用規定

### 第1条 福島銀行 FB サービス

1. 福島銀行 FB サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの所定の申込み手続きを完了したお客様（以下「契約者」といいます。）のパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）により通信回線を通じた依頼に基づき、当行所定のサービスを提供することをいいます。
2. 本サービスの利用資格者は、本規定を承認し、かつ当行所定の申込手続きを行う法人及び個人事業主の方とします。ただし、当行は利用資格者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込を承認しないことがあります。  
また、既にふくぎん法人インターネットバンキングサービスをご契約の方はご利用になれません。
3. 本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の営業日・時間内とします。
4. 本サービスにおける取引の種類、取扱日、取扱時間、取引金額の上限等は、当行が別途定めるものとし、契約者に通知することなく変更することがあります。

### 第2条 サービス利用の申込等

#### 1. 利用の申込

本サービス利用の申込に際しては、当行所定の申込書により必要な事項を届け出るものとします。当行は、お客様からこの規定に係る当行所定の申込書の提出を受けこれを承諾したときに、この規定に係る取引の契約が成立するものとします。

#### 2. 利用手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料（初期費用、月額基本手数料、口座振替手数料（消費税相当額を含みます。））をお支払いいただきます。
- (2) 当行は利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、利用手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設、あるいは改訂する場合があります。
- (3) 利用手数料は当行所定の振替日に、普通預金規定、当座預金規定等に関わらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出を不要とし、あらかじめ契約者が指定した預金口座より自動的に引き落とします。
- (4) 本サービスに伴うインターネット接続に関わるプロバイダー料金・通信料金等は契約者のご負担となります。

### 第3条 本人確認

1. 契約者は本サービスの利用にあたり、事前に書面にて所定のパスワード等を届け出るものとします。

2. 契約者は本サービスを利用する際に、所定のパスワード等を当行に送信し、当行が登録されたパスワード等との一致を確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとします。
  - (1) 契約者本人の意思による本サービス利用の申込みであること
  - (2) 本サービスの利用内容が契約者本人からの真正な依頼であること
3. 当行が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、「パスワード等」の不正使用その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第4条 資金移動（振込・振替）サービス

##### 1. サービスの内容

- (1) 資金移動（振込・振替）サービスは、契約者の依頼に基づき、あらかじめ登録されている契約口座よりご指定の金額を引き落とし、指定された当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込・振替先口座」といいます。）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 振込資金の引落口座（以下「引落口座」といいます。）と振込・振替先口座が同一店内にない場合、または、引落口座と振込・振替先口座が同一店内にあっても名義が異なる場合は振込として取り扱います。また、引落口座と振込・振替先口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合は振替として扱います。なお、振込の受付にあたっては当行所定の振込手数料（消費税含む）をお支払いいただきます。

##### 2. 振込・振替の限度額

1口座につき、1日当り（基準は午前零時とします。）の振込・振替限度額は、当行所定の振込・振替限度額の範囲内かつ契約者により登録された振込・振替限度額の範囲内とし、当行所定の日より有効とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の1日当たりの振込・振替限度額を変更することがあります。

##### 3. 振込・振替指定日の指定方法

契約者は、当行所定の期間内において、振込・振替日を指定することができるものとし、予約取引として取り扱います。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

##### 4. 振込・振替資金の引落し

- (1) 当行は依頼内容確定時（ただし、予約取引の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻とします。）に、振込・振替資金及び振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、引落口座から自動的に引落します。
- (2) 引落口座から振込資金等の引落しができなかった場合（残高不足、契約口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合）は、当該振込・振替の依頼は取り消さ

れたものとしします。

#### 5. 振込・振替先口座へ振込・振替ができない場合の処理

振込・振替サービスの依頼を行った場合において、振込・振替先口座への入金ができない等の理由により被仕向金融機関から資金の返却があった場合には、引落口座に入金させていただきます。なお、その場合は振込手数料（消費税含む）の返却はいたしません。

#### 6. 依頼の取消

振込・振替予約の場合には、処理状況が「受付中」と表示されているものに限り、端末によって依頼の取消を行うことができます。なお、取消の可否については、振込・振替依頼内容の照会により確認を行ってください。

#### 7. 依頼内容の組戻し

(1) 振込取引において、依頼内容が確定し当行で処理した後に依頼を取り止める場合には、当該取引の契約口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続を依頼してください。

(2) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、当該取引の契約口座にかかる届出の印章により記名押印してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している時は、訂正または組戻しできないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4) 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

#### 8. 取引内容の確認等

(1) 振込・振替サービスにより取引を行った場合は、お取引後及び振込指定日以降すみやかに普通預金通帳等への記入により取引内容を照合してください。また、振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、端末により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。

(2) 万一、取引内容等に相違があるときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。

(3) 契約者と当行の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 9. 振込先口座の確認機能

(1) 振込を依頼する際に、指定した入金口座が存在するか、入金先名が正しいかどうか確認を行います。なお、ご操作いただく時間帯、振込先の金融機関によっては、振込先口座確認機能をご利用できない場合もございます。

(2) ご利用にあたっての注意事項

① 次の金融機関宛のお振込時は振込先口座の確認を行いません。

- 1) 一部の外国銀行、ネット専業銀行
  - 2) 振込先口座情報を開示しない取扱いとしている金融機関
- ②振込先口座の確認は、お客様の誤振込防止を目的に行うものです。お振込以外の目的でのご利用と当行が判断した場合は、個人情報保護のため、口座確認機能を停止させていただきます。また、次の場合は本機能を停止させていただく場合がございます。
- 1) 振込先口座情報を表示後、振込を実行せず中断した回数が一定回数以上となった場合
  - 2) 振込先の口座番号等の誤入力、または実在しない振込先の入力が一定回数以上となった場合。
- ③停止した口座確認機能の再開には、当行所定のお手続きが必要となります。

## 第5条 照会サービス

### 1. サービスの内容

当行は契約者からの依頼により、「契約口座」として登録されている口座について、残高照会、入出金明細照会などのサービス（以下「照会サービス」といいます。）を行います。

### 2. 口座情報の返信

- (1) 照会サービスでは、依頼に基づく口座情報を契約者が依頼に用いた端末に返信します。
- (2) 返信する残高は、当行所定の時刻の残高とします。
- (3) 返信する入出金明細は、当行所定の期間内の入出金明細とします。

### 3. 返信内容の変更・取消

照会サービスにより返信済の内容については、振込依頼人からの訂正依頼があった場合等、取引内容に変更または取消が発生する場合があります。その際は、既に返信した内容についても変更が生じることとなりますのでご了承ください。

## 第6条 データ伝送サービス

1. データ伝送サービスとは、パソコンによって当行所定の取引依頼に基づき、当行がその手続を行い当行所定の総合振込・給与振込・賞与振込・口座振替・代金回収サービス（以下「データ伝送サービス」といいます。）を提供することをいいます。

### 2. 総合振込

総合振込とは、一定の支払日に多数の振込を一括処理する取引をいいます。

#### (1) 振込依頼

同一日を振込指定日として複数の異なる受取人に対して振込みを行う場合は、本条の総合振込により行ってください。

(2) 支払指定口座

支払指定口座は当行所定の書面により届け出るものとします。

(3) 振込指定口座

振込指定口座は、当行の本支店及び全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の普通預金および当座預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。

(4) 振込指定日

振込指定日は、当行の営業日として契約者が指定するものとします。

(5) 振込資金等の引落し

振込資金および振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）は振込指定日の当行所定の時間に引き落とします。なお、振込資金等の引落しができない場合、総合振込のお取扱いができない場合があります。支払指定口座からの振込資金等の引落しにあたっては、当行の普通預金規定、当座預金規定等に関わらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

(6) 振込金の支払開始時期

受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

(7) 入金不能時の取扱い

振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻し手続により処理します。

(8) 依頼の取消・変更

契約者が承認パスワード等により承認を行ったデータを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。ただし、当行所定の時限内に限り、取消依頼書に基づく取消依頼、または当行所定の組戻し手続を受け付けるものとします。

3. 給与振込・賞与振込

給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます。）とは、契約者が、契約者の従業員に支払う給与及び賞与を当行に依頼し、振込指定日に契約者の従業員の預金口座に振込を行うことをいいます。

(1) 振込の依頼

伝送サービスにより給与振込等を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。給与振込等は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の振込に限ります。

(2) 支払指定口座

支払指定口座は当行所定の書面により届け出るものとします。

(3) 振込指定口座

振込指定口座は、当行の本支店及び当行が給与振込等の提携をしている金融機関の本支店の受給者名義の普通預金または当座預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。

(4) 振込指定日

振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。

(5) 振込資金等の引落し

振込資金は振込指定日の前営業日の当行所定の時間に引き落とします。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込等のお取扱いができない場合があります。支払指定口座からの振込資金の引落しにあたっては、当行の普通預金規定、当座預金規定等に関わらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

(6) 振込金の支払開始時期

受給者に対する振込金は、振込指定日の午前10時までには支払開始します。

(7) 依頼の取消・変更

契約者が承認パスワード等により承認を行ったデータを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。ただし、当行所定の時限内に限り、取消依頼書に基づく取消依頼、または当行所定の組戻手続を受け付けるものとします。

4. 口座振替

口座振替とは、本サービスを利用している契約者が当行・契約者・預金者の各契約に基づき、預金者が支払うべき各種料金を、契約者からの請求により当行が振替指定日に預金者の指定する預金口座から振替し、その収納資金を取りまとめ店の契約者の預金口座に入金することをいいます。

(1) 口座振替の依頼

当行は契約者からの依頼による伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。伝送サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、当行所定の日時まで行って下さい。

(2) 入金口座の指定

振替済資金の入金口座の指定は当行所定の書面により届け出るものとします。

(3) 引落とし先指定口座

口座振替の引落とし先として指定できる口座は、当行の本支店の普通預金または当座預金とします。

(4) 振替指定日

振替指定日は、当行の営業日とし、「インターネットによる預金口座振替に関する契約書」にて定めるものとします。

(5) 依頼の取消・変更

契約者が承認パスワード等により承認を行ったデータを当行が受信した後は、原則依頼内容の取消または変更はできないものとします。ただし、当行所定の期限内に限り、取消依頼書に基づく取消依頼を受け付けるものとします。

## 第7条 接続方式

### 1. 「VALUX」を利用した接続

(1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、「VALUX」に対応したEBソフトの購入またはNTTデータが提供する専用WEBブラウザ「BizHawkEye」を契約する必要があります。なお、本サービスを利用するうえでのハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続契約等の利用環境は契約者が用意し、それらに関する費用及び通信費用は契約者が負担するものとします。

(2) 「VALUX」および「BizHawkEye」が利用できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。

### 2. 「AnserDATAPORT」を利用した接続

(1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、「AnserDATAPORT」との接続は、専用の通信回線である「Connecure」または「LGWAN」を利用することとします。なお、本サービスを利用するうえでのハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続契約等の利用環境は契約者が用意し、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。

(2) 「AnserDATAPORT」が利用できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。

## 第8条 一般事項

### 1. 業務の実施、運営

本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行は共同システムの運営会社に業務を委託します。これに伴い当行は、契約内容等契約者の情報について、必要に応じて運営会社に開示するものとします。なお、運営会社は当該情報について当行と同様の注意をもって取り扱うものとします。

### 2. 免責事項

#### (1) 通信手段の障害等

通信手段の障害等当行および共同システムの運営会社の責めによらない通信機器、回線等の通信手段の障害またはコンピュータ等の障害等により取扱いが遅延したり不能となった場合、その為に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### (2) 通信経路における取引情報の漏洩等

通信回線およびインターネット等の通信経路における盗聴等、当行が契約者宛てに送付する通知および書類の第三者の不正取得等により契約者の情報等が漏洩し

た場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 不正使用等

当行が当行所定の確認手段に基づき送信者を契約者とみなして取扱を行った場合は、当行はソフトウェア、パソコン、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

(4) 印鑑照合

当行が各種の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) やむを得ない事由

システム変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。

3. 届出事項の変更等

契約口座に関する印影、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があった時は、当行の定める方法（本規定、各種規定及びその他の取引規定で定める方法を含みます。）に従い直ちに当行に届け出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に、届出を行わなかったことにより生じた損害等については、当行は責任を負いません。

4. 解約

(1) 本契約は当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。

(2) 当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかった時、または延着した時は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本契約を直ちに解約できるものとします。

① 当行に支払うべき利用料等の未払いが生じたとき

② 住所変更の届出を怠る等により、当行で契約者の所在が不明になったとき

③ 支払停止または破産もしくは民事再生手続の申立てがあったとき

④ 相続の開始があったとき

⑤ 本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

⑥ 一定期間にわたり本サービスの利用がないとき

⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき



## 5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 前号によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 前一号および前二号による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

(2022年11月1日改定)